

労働基準法施行規則第 35 条専門検討会開催要綱

1 趣旨及び目的

業務上疾病の範囲を定めている労働基準法施行規則(昭和 22 年厚生省令第 23 号。以下「労基則」という。)第 35 条の規定は、保険給付の請求の容易化及び業務上疾病に対する迅速かつ公正な補償を図る目的で、昭和 53 年に抜本的な改正がなされた。

昭和 53 年の労基則の改正に当たり、中央労働基準審議会及び労働者災害補償保険審議会に対し諮問したところ、両審議会から改正規則の運用について配慮すべき事項として、新しい疾病の発生等に対処し得るような医学専門家による定期的な検討を行うべきである旨が答申に付記された。

以来、定期的に検討を重ねているが、前回平成 14 年度において検討を行った以降、新たな業務上疾病の発生等がみられることから、業務上疾病として新たに労基則別表第 1 の 2 等に追加すべきものの有無等について検討を行うために、厚生労働省労働基準局労災補償部長が参集した医学の専門的知識を有する者によって構成される労働基準法施行規則第 35 条専門検討会(以下「本検討会」という。)を開催する。

2 主な検討事項

平成 14 年度から平成 19 年度までに業務上疾病としたもののうち、新たに労基則別表第 1 の 2 に追加すべきものの有無等の検討

3 参集者等

- (1) 本検討会は、別紙の臨床、病理、疫学等の医学専門家を参集者とする。
- (2) 本検討会には、別紙参集者の中から座長を置き、座長は、本検討会を統括する。
- (3) 本検討会には、必要に応じ、別紙の参集者以外の関係領域の専門家の参集を依頼することができる。また、必要に応じ、分科会を開催することができる。

4 その他

- (1) 本検討会は原則として公開とする。ただし、検討に当たり個別症例を取り扱う際には非公開とする。
- (2) 本検討会の庶務は、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室において行う。
- (3) 本要綱に定めるもののほか、本検討会に関し必要な事項は、座長が定める。

附則 本要綱は、平成 21 年 2 月 17 日から施行する。

「労働基準法施行規則第35条専門検討会」参集者名簿

(五十音順)

氏名	役職名等	専門
圓藤 吟史	大阪市立大学大学院医学研究科教授	産業衛生学
大前 和幸	慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教授	疫学・産業中毒学
岡田 了三	順天堂大学名誉教授	循環器内科学
奥平 雅彦	北里大学名誉教授	病理学
兼高 達貳	前東京逋信病院消化器科部長	消化器内科学
工藤 翔二	(財)結核予防会複十字病院院長	呼吸器内科学
櫻井 治彦	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター技術顧問	衛生学
夏目 誠	大阪樟蔭女子大学大学院人間科学研究科教授	精神衛生学
馬杉 則彦	湯河原厚生年金病院院長	脳神経外科
別府 諸兄	聖マリアンナ医科大学教授	整形外科学
堀田 饒	中部労災病院院長	内科学
柳澤 信夫	関東労災病院名誉院長	神経内科学
山田 義夫	大阪労災病院院長	循環器内科学
和田 攻	産業医科大学学長	衛生学